

会 議 録

1 会議名

上越市入札監視委員会 令和5年度第1回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【委嘱状交付】（公開）

【挨拶】（公開）

【委員自己紹介】（公開）

【挨拶（委員長・副委員長）】（公開）

【入札・契約制度の概要】（公開）

- (1) 上越市入札監視委員会の概要
- (2) 上越市の契約制度の概要
- (3) 令和5年度の入札・契約制度について
- (4) 上越市財務規則【抜粋】

【報告】（公開）

- (1) 発注状況について（市発注）
(ガス水道局発注)
- (2) 指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和5年4月27日（木）午後1時30分から午後3時20分まで

4 開催場所

上越文化会館 1階 中ホール

5 傍聴人の数

3人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・ 委 員：今本啓介、小林祐子、池田智士、井部祥子、大堀みき、木村豊治

・ 事務局

上 越 市：柳澤財務部長、今井契約検査課長、鋤柄副課長、石野係長、松井係長、
春日主任

ガス水道局：西山総務課長、森口副課長、城川係長、岡田主任

（審議案件担当課等）

下水道建設課：井口係長

道路課：横尾係長、長谷川係長

営繕室：長田副室長、高橋主任
生活環境課：星野係長
産業政策課：廣川副課長、寄木主任
産業政策課上越ものづくり振興センター：平原副所長
都市整備課：三原田係長、加藤主任
学校教育課：池田係長、平田主任
ガス水道局管路課：金森係長
ガス水道局施設課：小池係長

8 発言の内容

【開会】

今井課長： 只今から、「上越市入札監視委員会 令和5年度第1回会議」を開会いたします。

私は、本日の進行をさせていただきます、契約検査課の今井と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

上越市では、市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴いただけるようにしておりますので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。

また、傍聴される皆様におかれましては、会議に対する発言権がないこと及び会議中のご静粛について、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議の途中、休憩を兼ねて換気をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

【委嘱状交付】

今井課長： 始めに、委員の委嘱状を交付いたします。

お名前をお呼びしましたら、ご起立いただき、その場で委嘱状をお受け取りください。なお、順番は50音順とさせていただきます。

それでは、お名前をお呼びします。

(池田委員から50音順に交付)

【挨拶】

今井課長： それでは、財務部長の柳澤がご挨拶を申し上げます。

柳澤部長： それでは一言ご挨拶を申し上げます。

上越市は2か月程前、2月2日に上越市の将来の姿を策定する総合計画に併せて財政計画というものを策定しました。これは令和5年度から令和12年度まで向こう8年間の上越市の行財政の計画、特に財政面の計画を策定したということであります。そもそも財政計画といいますが今まではほとんど緊縮財政とか、健全化のためにというようなことで、なかなか窮屈な計画で貯金をきちんと確保とかありましたが、この間のコロナ、あるいは

はエネルギー危機、経済情勢から鑑みて、閉塞した市内経済をもう一回活気あるものにしたいということで、今回の財政計画では、財政健全化の考えと共に貯金を可能な限り取り崩して、市内経済に寄与する公共発注をしないとイケないと少しそちらの方に舵の方向を変えています。その証拠に大体、上越市の予算は900数十億円規模なのですが、今後8年間は毎年その中から100億円は必ず公共投資、公共事業に向けようということで、普通建設事業費の経費に毎年100億円を確保するという計画を作った次第です。そのような形で公共工事、公共投資の果たす役割で市内の企業が元気を出して、そして給料が出て、それが税として返ってくるというような市内経済の好循環を生み出す為の計画を基本に8年間の計画を策定したところです。その8年間の計画、公共投資をしていく上で最も大事になってくるのが、公共の発注、公正な入札ということになってこようかと思えます。そういった意味で、今日ここにお集まりいただいた皆さんから担っていただいています入札監視委員会です。我々発注の方法は、数多くのルールや決まり事に従って、きちんとした発注をしているつもりであります。また別の視点から見ていただくと、疑問な点も出てくると思っておりますので、まさにそのようなところをご指摘頂いて、審議いただくのがこの会だと思っております。先ほど委嘱状を交付させていただきましたが、引継ぎお願いする4名の有識者の方々、そして今回新しく立候補して頂いた2人の新委員の方に大変感謝申し上げます。ありがとうございます。それぞれの皆さまの経験と知見を元に闊達な議論をお願いしたいと思っております。

ガス水道局の発注の案件も含めて上越市全体の中での発注工事を抽出という形で審議いただくという会になっておりますので。闊達な意見の中で審議を進めて頂けたら大変ありがたいと思えます。

今日は最初の会ということで資料もかなり多くて説明も概略説明なども多少あろうかと思えますが、ご容赦いただいた中で、今日の1日の会議をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員自己紹介】

今井課長： それでは、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。委嘱状をお受け取りになられた順にその場でお願いいたします。

池田様からお願いいたします。

全委員： (池田委員から委嘱状交付の順に自己紹介)

今井課長： ありがとうございます。

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

本委員会で審議いただく案件は、上越市及び上越市ガス水道局を対象としていますので、契約事務担当である市契約検査課及びガス水道局総務課で事務局を務めさせていただきます。

それでは、事務局の自己紹介をさせていただきます。

事務局職員：（契約検査課今井課長から順に自己紹介）

今井課長： 以上のメンバーで事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【委員長・副委員長選任】

今井課長： それでは、次に委員長及び副委員長の選任に移ります。

上越市入札監視委員会設置要綱第5条第2項において、委員長及び副委員長は、委員の互選により定めることとなっておりますが、皆様いかがいたしますか。

小林委員： 事務局一任で

今井課長： 事務局一任という声を出して頂いたのですが、それでよろしいでしょうか。

全委員： お願いします。

今井課長： それでは、事務局としては、委員長は前期も委員長を務めていただきました、今本啓介様に、引き続きお願いしたいと考えております。

また、副委員長につきましても前期に引き続き、小林祐子様からお引き受けていただければと考えております。いかがでしょうか。

全委員：（異議なしの声あり）

今井課長： ありがとうございます。それでは、今本様から委員長を、小林様から副委員長ということでよろしくお願いいたします。

それではお二人には前の席に移動いただき、おそれ入りますが、一言ずつ就任のご挨拶をお願いいたします。

【挨拶（委員長、副委員長）】

（今本委員長、小林副委員長から挨拶）

今井課長： ありがとうございます。

これより、会議に入りますが、その前に資料の確認をお願いいたします。資料はよろしいでしょうか。

今井課長： 会議の進行につきましては、上越市入札監視委員会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと存じます。

なお、本日の出席委員は6人、欠席委員はございません。上越市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご報告いたします。

それでは、委員長よろしくお願いいたします。

【入札・契約制度の概要】

- (1) 上越市入札監視委員会の概要
- (2) 上越市の契約制度の概要
- (3) 令和5年度の入札・契約制度について
 - ・電子契約サービスの導入について
- (4) 上越市財務規則【抜粋】

- 今本委員長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。
続きまして、7 入札・契約制度の概要について(1)から(4)まで事務局から説明をお願いします。
- 今井課長： 失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。
以降の説明につきましても、職員は、着座にて説明をさせていただきますが、ご了承ください。
- 今井課長： まず、資料 1「上越市入札監視委員会の概要」、資料 2「上越市の契約制度の概要」、資料 3-1「令和 5 年度の入札・契約制度について」、資料 4「上越市財務規則【抜粋】」については、大きな変更点はないこと、再任の委員が 4 名いらっしゃることも、また、新任の委員については、この会議が始まる前に説明させていただいたことから資料の説明を省略させていただきます。資料は後ほどご覧ください。
それでは、資料 3-2 をご覧ください。「電子契約サービスの導入について」説明させていただきます。
資料 3-2 に基づき説明
- 今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。
- 木村委員： これは、入札もするのでしょうか。
- 今井課長： 電子入札というのは既にやっていますが、それとは別に契約書のやりとりを今まで紙のものを電子でするものになります。
- 木村委員： 先ほど、契約制度の中で一抜けがありました。
電子入札の場合は期間を定めて入札をしてくるのですが、どの順番で一抜けをさせるような規則、やり方になっているのか分かりません。
- 今井課長： 一抜けの場合は、例えば、金額の大きい方からなど、予め入札の順番を決めておいて、その順番で一抜けをやっていくという形になりますので、その都度行われるということではないです。
- 木村委員： 公告段階で入札する人にもお知らせをしているのでしょうか。
- 今井課長： そうです。順番は公告の段階で通知します。
- 木村委員： 分かりました。
- 今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
- 全委員： (意見等なし)
- 今本委員長： それでは続きまして今井課長、お願いします。
- 今井課長： 次に、この委員会で審議する案件の抽出についてご説明させていただきます。案件の抽出は、委員の皆様をお願いいたしますが、これまで、委員のお名前の 50 音順に抽出をお願いしておりました。
なお、案件数は、市発注分、ガス水道局発注分、あわせて 10 件を抽出いただくようお願いしております。
今回は、委員改選後の最初の会議でありましたので、事務局の方で、前

期も委員を務めていただいた今本委員長に案件の抽出をお願いしました。

次回以降の案件の抽出についてですが、これまでどおり委員のお名前の50音順で抽出をお願いすることでよろしいでしょうか。

今回の案件の抽出については、池田委員にお願いしたいと思っています。よろしくをお願いします。

今本委員長： 只今、会議における審議案件の抽出について、事務局から提案がありましたが、これについて皆さんいかがでしょうか。

全委員： (異議なし)

今本委員長： その他、事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

【報告】

(1) 発注状況について

今本委員長： それでは、次第の8報告、(1)発注状況についての市発注について、事務局から説明をお願いします。

(市発注)

今井課長： 資料5-1に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： それではなければ、続きまして、ガス水道局発注分について事務局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

西山課長： 資料5-2に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

木村委員： 先ほどの市発注と併せることになるかもしれませんが、物品は金額1円以上のものを集計されているのでしょうか。それとも50万円以上とかでしょうか。

今井課長： 10万円以上です。

木村委員： 通常の物品は基本協定をして、発注をしているのでしょうか。

今井課長： 年間通して使うものは単価契約をするのですが、通常はその都度見積り合わせか入札を行って発注をしています。

木村委員： 10万円くらいだと3者とかでしょうか。

今井課長： そうです。金額によって指名業者数を決めておりまして、主に市内の業者を指名して発注しています。

木村委員： それは政策的にでしょうか。

今井課長： はい、基本的には市内本社とか市内にお店があるということで指名して

います。

木村委員： 最初の時に競争でものすごく値段を下げて、政策的にわざと封筒とか年間でするとその業者に固定してしまうのですが、そういう意味でお伺いしました。

今井課長： そういう意味で言えば、市内業者になるべく受注機会を得てもらおう、なるべく市内の色々な業者が受注できる形で行っています。

木村委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

(2) 指名停止措置状況について

今本委員長： なければ、続きまして、(2)指名停止措置状況について事務局から説明をお願いします。

今井課長： 資料6に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

木村委員： 指名停止状況の報告の上の方と下の方と種類が違い、下の方は事故であって不可抗力があります。上の方は検査員というのは竣工検査員で、工事には監督員がいます。上から見てコンクリが打ってないということが分かったということですが、工事のステップの段階で、特に下に埋まってしまうという場合は、そういうステップステップで監督員がチェックするようになっていきます。通常の場合は、評価点は出来栄えとかに対して評価するのに特化するのですが、これは元々そういうステップの形が抜けているという形です。もう一回やるのは無駄です。重要なものとか隠れるものとか、そういう時は工事の立会いとか、物によっては写真の提出等されると思うのですが、そのようなことはその都度やらなかったのでしょうか。

長田副室長： 建築住宅課営繕室の長田と申します。よろしくお願いいいたします。

工事の途中での点検とか検査に関しましては、当然写真とか現地へ行っていたのですが、そこに関しては見落とししていたということです。

木村委員： 見落としとなると、一概に業者の責任だけ、市の責任も問われることになるのではないのでしょうか。

今井課長： そういうご意見もあるのかと思うのですが、基本的に設計にはスラブを打つようになっていきますし、これも今、担当が言いましたが、最後の竣工検査の時に写真とか、そういうものが何もなく業者に確認したら、打つのを忘れていましたということになって、当然スラブがないと不等沈下が起きますのでそこはきちんと直さないといけないということになり、業者も同意して直したという状況です。

木村委員： 結論としてはそれで分かりました。

私が言った写真というのは、竣工写真を言っているのではなく、立会いしない時は、現場の写真を出すようになると思うのです。その写真を言っているのです。その写真が出てきて、現場に行ったのと同じように確認するという行為が落ちていたということでしょうか。

今井課長： そのとおりです。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

今の事案ですが、不正または不誠実のどちらになるのでしょうか。

今井課長： 実際に話を聞くと、打つのを忘れたというので、故意にやったとは捉えなかったのですが、設計した通りではないということで、不誠実というような形で対応させていただきました。

今本委員長： 分かりました。それでは故意ではないということは認定したということなので、過失の方はどうなのでしょう。

今井課長： 過失割合ということでしょうか。そこはいろいろご意見あったと思うのですが、我々は業者の方が100パーセント悪いということで、全て業者の方の費用負担で直してもらいました。

今本委員長： 分かりました。ありがとうございます。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、(2)指名停止措置状況についてはこれで終わりたいと思います。

【審議】

抽出案件の審議について

今本委員長： 続きまして、抽出案件の審議について移ります。

審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

今井課長： 今回の審議案件は、今本委員長から10件を抽出していただきました。

抽出理由については、資料の下段に記載してありますが、今本委員長の方から補足説明をされる場合は、事務局説明の前をお願いします。

審議については、各案件について事務局が説明を行った後、委員の皆様からご質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと思います。

また、審議案件の担当部署の職員も会議に同席し、委員の御質問や御意見に対し、必要に応じて説明をさせていただきます。今後の会議につきましても、同様に進めさせていただきたいと考えております。

今本委員長： 審議の進め方については、事務局からの説明のとおりに進めることよろしいでしょうか。

全委員： (異議なし)

今本委員長： 今回は私の方で10件を選びました。抽出理由については、資料の下段

に記載がありますので、ご確認ください。

これより、審議に入りますが、同席されている案件の担当部署の担当者は、発言の際、部署名と名前を言っていただけてから、回答いただくようお願いいたします。

それでは、審議案件について、No.1 から順に審議してまいりたいと思います。

今、14時20分くらいですが、3番目4番目あたりで一旦休憩を入れたいと思いますのでよろしく申し上げます。

《No.1 中通町排水区雨水管渠工事》

今本委員長： それでは、No.1 の案件についてですが、制限付き一般競争入札にもかかわらず落札率が高いように思われるということで抽出しました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 契約検査課の鋤柄です。私の方から説明させていただきます。

1件目は、寺町1丁目地内の中通町排水区雨水管渠工事です。施工場所は県立高田特別支援学校北側の市道です。工事の概要は、ボックスカルバートという四角い筒状の管を13.5m埋設する工事であり、制限付き一般競争入札を行いました。

抽出理由は制限付き一般競争入札にもかかわらず、落札率が高いように思われるとのことで、この点について考察しました。まず落札率ですが、本件の落札率は98.39%と、今回、抽出対象となった工事の一般競争入札の工事における平均落札率95.39%と比べると確かに3ポイント高くなっております。工事の内容を確認しますと、本工事の工事延長は約14mと短く、工事の工種も既製のボックスカルバートの埋設となります。また、設計書作成時に使用している単価は、新潟県が公表している単価や、市販されている物価資料の単価を使用しており、加えて見積りにより決定した単価は、すべて公表しております。

以上のことから、本工事は、入札参加業者にとって精度の高い積算が可能な工事であり、それぞれの業者が利益を最大限確保した中で、予定価格に近い金額で応札した結果、落札率が高くなったものと考えます。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

井部委員： 井部です。制限付き一般競争入札ということで、資料2の概要を見るとメリットのところを広範な参加機会とありますが、それにしても入札に参加された業者が4つということで少ないという印象を受けました。この制限付きのところは事業所の所在地とか工事の実績というのが参加要件に定めるとあるのですが、その制限のところは選定理由にAランクとかBランクの業者が合わせて100者以上あると見受けられるのですが、その段階

でどれくらい絞られた上でこの4者になったのかお聞きしたいです。

今本委員長： 鋤柄副課長、お願いします。

鋤柄副課長： この選定理由に書かれている要件ですが、ここにあるAランクBランクの業者は市内本社を有しているAランクまたはBランクを抽出しておりますので、この数が参加できる対象の数となります。ここから今回参加して頂いたのが、最終的にはこの4者のみになったということになります。

井部委員： 工事の実績等と概要に書いてあったのですが、今回は工事の実績等というのとはなかったということでしょうか。

鋤柄副課長： 特に設けていません。

井部委員： 4者で少なかったというのは、先ほど精度の高い積算ができるとか、工事延長が短いと説明があったのですが、工事に参加される方が多いのかなと思ったのですが、何か思い当たるところがありますか。

鋤柄副課長： 制限付き一般競争入札の場合、金額にもよりますが概ね大体、参加される業者は5者、6者7者くらいになるので、自分の感覚としては4者というのとはそれほど少ないというようには考えておりませんでした。

井部委員： はい、分かりました。ありがとうございました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 付帯工と仮設工には何を使われているのでしょうか。

井口係長： 下水道建設課の井口と申します。

付帯工というのは、ボックスカルバートを埋めた後に舗装を復旧しますが、その舗装を復旧する作業を付帯工としています。仮設工というのは、矢板を打って、その間を掘削してボックスカルバートを埋めますが、その矢板を打つ作業を仮設工としています。

木村委員： 工期の設定は、通常は積雪降雪期には工事しないようにということですが、ちょうどその時期なので除雪費とかは計上しているのでしょうか。

井口係長： 除雪費用は計上しておりません。

木村委員： 今年はたまたま降雪が少なかったのですが、それは結果論であって、発注する時は分かりません。そういう時期にこの短時間の間にやると常時除雪しながら業者負担でとなると、夏に発注してそういう経費が掛からない時期と比較すると不利です。業者の出費が多い時期の発注になっているのでそういうことについては、例えば落札率が高いと思ったらそれなりに業者にヒアリングしてみるとか、そうことはしてないのでしょうか。

鋤柄副課長： 今、特に業者からは聞き取りは、落札決定しておりましたので、特にそこまではしておりません。

木村委員： この時期に発注したのは、何か理由があるのでしょうか。

井口係長： この工事を11月からにした理由は、早いうちに発注して、工事の方法を検討した中で4月から着手できるように考えて11月からとしました。

木村委員： 前の工事の関係で前の工事というのは、何だったのでしょうか。

井口係長： 前の工事というのは、今回と同じボックスカルバートを埋める工事になりますが、その工事自体、工事の方法の検討に時間がかかりましたので、早い段階で発注をかけて検討して、4月からの着手としました。

木村委員： ヒアリングはできなかつたと、前の工事と併せてなるべく工事のしやすい時期にもっていきような感じにやってみたら、もう少し下がるかもしれないと思いました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

今の質問ですが、時期によって落札率に違いがあるということは、特に今までなかったような気がします。何かそういうのはあつたりするのでしょうか。

鋤柄副課長： そこまでは検証しておりません。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

大堀委員： 初歩的な質問で申し訳ないのですが、AランクとBランクの格付けというのは、どのような違いがあるのでしょうか。

鋤柄副課長： 資料3-1の9ページ、工事の発注標準と業者の格付基準を見ていただくと、今回は予定価格が1,992万円なのでB級工事に該当し、Bランク以上が対象になります。このランク付けですが、表に格付とありますが、経営審査事項という国や県が業者に対して行う審査がありそこで出された点数に応じて業者のランクを決めています。

大堀委員： ありがとうございます。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。初めなので気になさらずに御質問頂いてと思います。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.1の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.2 道路照明設置工事》

今本委員長： 続きまして、No.2の案件は、落札率が高いが入札業者の数や道路照明設置の特性によるものかを確認したいということで抽出させていただきました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 2件目は道路照明設置工事です。

施工場所は、上越インターチェンジ北側の三田新田地内です。工事の概要は、現在新設している都市計画道路 黒井藤野新田線の整備に伴い、新たな交差点及び橋梁に照明灯を新設する工事となり、指名競争入札を行いました。抽出理由は落札率が高いが、入札業者の数や道路照明設置の特性によるものかを確認したいということで、この点について考察しました。

工事の内容を確認しますと、道路の交差点と橋梁に照明灯5本を建て、引込設備を設置してそこへ電力を供給する工事が主となるもので、一般の

工事に比べ工種が少なくなっております。設計に関しては、県の標準単価や市場に出回っている物価資料の単価を採用しており、これらは全て一般に公開されております。以上のことから、本工事は、先程のNo.1 の中通町排水区雨水管渠工事と同様に、入札参加業者にとって精度の高い積算が可能な工事であり、それぞれの業者が利益を最大限確保する中で、予定価格に近い金額で応札した結果、落札率が高くなったものと考えております。

ご質問いただいている高落札率と入札業者数や道路照明工事の特性との関連ですが、指名競争入札では、指名業者選定要領に基づき、工事のランクに応じた業者数を指名しておりますが、指名の数と落札率に特に関連性は認められず、本工事の指名数が高落札率に繋がっているとは考えておりません。また、道路照明工事について、過去7年程遡り工事实績を調べたところ、道路照明工事の落札率が他の工事と比べ高くなる傾向にあることは、確認できませんでした。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

今本委員長： 工種が少ないということが落札率が高いという分析でいいのでしょうか。

鋤柄副課長： 今回No.1 も同じく、この2件のケースからすれば、工種が少ない工事は精度の高い積算が可能なので落札率が高くなる傾向にあると思うのですが、他の工事がどのような工事かにもよるので、はっきりと断言はできませんが、そういう傾向にあると思います。

今本委員長： 分かりました。ありがとうございます。

1 回目は落札されなかったということですが、予定価格の算定に問題はなかったのでしょうか。

鋤柄副課長： 2 回目で、予定価格に近い金額で上位3者位が入っておりますので、予定価格は間違っていないとか、正確だったので業者が利益の部分を見ながら2回目を頑張ってくれた結果ではないかと思っております。

今本委員長： はい、分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.2 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.3 道路側溝修繕工事》

今本委員長： 続きまして、No.3 の案件は、随意契約によって契約した理由について確認したいということで抽出させていただきました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 3 件目は、木田1丁目地内の道路側溝修繕工事です。本工事は、上新開発(株)との随意契約になります。抽出理由が随意契約とした理由について確

認したいとのことですので、その理由について説明いたします。

この工事に至るまでの経緯ですが、今年1月に、木田町内会から道路課に対し、消防器具置場へ乗入れするための道路工事の施工承認申請があり、道路課が現地を確認したところ、町内会の工事箇所と隣接する道路側溝に、通行者が転落する危険性のあることが確認され、市では、通行者の安全性を確保するため、隣接する側溝を改修することといたしました。

市の工事と町内会の工事は、発注者も施工箇所も異なるので、本来なら別の工事になりますが、今回の市の工事は、町内会の工事と分離して施工することが構造上困難で、町内会の工事と一体的に施工する必要があったことから、町内会の工事を既に受注している上新開発(株)と随意契約をしたものです。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 一体的について詳しく説明してもらいたいです。

長谷川係長： 道路課道路維持係の長谷川と申します。お答えさせていただきます。

一体的な施工というのは、今回、自由勾配側溝の幅60cm、深さ1m10cmで、非常に大型の側溝を設置することになりました。基礎のコンクリートとか水路の底の部分にあたるインバートコンクリートといいますが、こちらを一体的にコンクリート施工しないと将来的に不等沈下を起こしたりする可能性がありますので一体的に施工させていただきます。それ以外にも重機の回送費用、現場に持ってくる施工機械の運送費用、工事をする際の安全柵の設置や交通誘導員を別々に用意するとなると余計な経費もかかりますので、そのような意味でも一体的に施工した方が、有利になるということもありまして、今回随意契約の方を契約検査課に協議させていただきました。

木村委員： この工事は特に資格とかあるのでしょうか。

長谷川係長： 工事の施工に関しては、市の指名参加資格を有する業者というのが必要ですので、たまたま町内会が委託した上新開発(株)は市の指名参加資格を有している業者ということもありますし、道路課の道路修繕工事とか様々な工事を多数受注している業者でもありますので、施工業者として問題はないと考えておりました。

木村委員： たまたま有資格業者だったから良かったですが違ったら困ります。

長谷川係長： そのような場合は町内会と協議することになったと思いますが、たまたま今回は良かったということです。

木村委員： 分かりました。参考見積をとったのは上新開発(株)でその他に取りましたか。

長谷川係長： いえ、上新開発(株)だけです。

木村委員： これは特別な工事ではないから、違うところも併せて取ればいいのか。

ないでしょうか。そうすれば設計額も変わってくるのではないのでしょうか。

長谷川係長： 町内会の方が既に工事業者を決めておきまして、施工の準備に入っているということで、他の会社が工事に入ってきて狭い空間の中で二つの業者が動くというのは現実的にも無理な話なので、他の会社からは見積は取っておりません。

木村委員： 私はそういうことを言ったのではなくて、特許とかそこしかできないという話ではなくて、一般的な工事の場合はその業者ではなくて、一般的な額で設定してそれで競争させればいいのではないのでしょうか。今回は上新開発㈱から取れば上新開発㈱の言い値で出してくると思います。

長谷川係長： 結局一体的に施工が必要だということです。

木村委員： 特別な単価はそうかもしれないですが、工法的には特別なことではないです。色々な所から取って安い所で設計するような方式の方が経費は下がるのです。上新開発㈱から取った額は一般的なのより安かったのでしょうか。

長谷川係長： 積算をして、見積と正確な比較まではしていません。大体見積の額が妥当かどうかの確認はしていますが、諸経費は通常的设计額よりも随分安く見積を出されていたので、積算よりは安い価格であると判断しました。

木村委員： 分かりました。税金を使うので、通常であれば特別な工事でなければ発注者ではなくて、それ以外の人と設計を組んでというステップをやってももらいたいです。

長谷川係長： はい、通常はそうさせていただいております。

木村委員： 終わります。

今本委員長： すみません、確認させていただきたいのですが、おそらく同じ所の工事なので設計が安いというのはそうだと思うのですが、町内会がこの業者に発注した経緯というのはどういう所だったのでしょうか。

長谷川係長： 町内会に聞き取りまではしていませんが、木田の町内会の地区となりますと上新開発㈱が比較的、距離が近いということもありまして、地元建設業者ということでそのように決定されたものと考えます。

今本委員長： 分かりました。何が懸念されるかということ、例えば町内会の方で、自分の知り合いの所に発注して、これに付随する工事だからということで市に対して随意契約でやってくれと言われたような場合に、それは何か違うのかなという気がしましたので確認させていただきました。

長谷川係長： 私どもの方も、今回は道路の区域外の工事で、許可を出すことになるのですが、その場合は施工をきちんとできるかどうかというのも一つ確認はしておりますので、あまりよく分からない業者が来た場合に、きちんと適切な施工をしてもらわないと困りますので、そういう意味では業者の確認

をしております。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.3 の案件は、これで終わりたいと思います。一旦ここで少し休憩を入れたいと思います。再開時刻は、14 時 55 分に再開します。

《休憩》

《再開》

《No.4 資源ごみ等貯留施設新築外構工事》

今本委員長： それでは再開したいと思います。

続きまして、No.4 の案件は、随意契約による理由を確認したいということで抽出しました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 4 件目は、資源ごみ等貯留施設新築外構工事です。

本工事は、田中・大島共同企業体との随意契約となります。随意契約とした理由について確認したいとのことなので、その理由について説明いたします。本工事は、大字東中島クリーンセンター隣で現在建設中の資源ごみ等貯留施設の外構工事となっており、随意契約した田中・大島共同企業体は、この施設の建築工事の施工業者となります。当該外構工事は、舗装工の下地となる路床の整形工事が建築工事に含まれていることや建築工事において発生した残土を当該外構工事で転用する計画であること、また、建築工事で既設されている仮囲いや敷き鉄板等の指定仮設を側溝の敷設作業で使用する必要があることから、相互の関連性が非常に高い建築工事の施工業者を選定したものです。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 随意契約もあるのですが、99.89%、元々本体の工事の落札率はいくらでしょうか。

鋤柄副課長： 建築工事のこちらの方の落札率は 100%になっております。予定価格と同じ価格で落札しております。

木村委員： 本体に含めて発注しても逆に 99.89 よりも高くなる。たまたま本体工事が例えば 90%だったのであれば元々このような仮設工事を使う予定であれば本体工事と一緒にすればもっと安くなるのではないのでしょうかと言いたかったですが。結果論は別に出す方が安かったのですね。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.4 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.5 大瀨町小学校冬期スクールバス運行業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.5 の案件は、落札率が 100%であるということだったので、理由について確認したいということで、抽出させていただきました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： それではNo.5 について説明させていただきます。契約の概要については資料をご覧いただきたいと思います。今回の落札率が 100%である理由を確認したいとの質問に対し回答させていただきます。

落札率ですが、落札業者は大湊・頸城・柿崎・吉川地区で路線バスを運行している業者であることから、大湊区内の冬季道路事情を熟知しており、予定価格設定のための参考見積も正確に計算できたことから、同じく入札時においても同様の積算を行うことから、100%での応札になったものと思われま

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

小林副委員長： 網掛けの所が参考見積を出している所だと思うのですが、東頸バス株の見積金額はいくらで出ているのでしょうか。

石野係長： 単価で出ているので、総額では確認できないのですが、落札した頸北観光バス株は1回あたり 21,300 円、東頸バス株が 36,300 円、1 万円の開きがありました。

小林副委員長： 分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： これはバスの運行でしょうか。

石野係長： はい、バスの運行です。

木村委員： 電話帳で調べたら、ここに市内本社で業務履行が可能と思われる業者の中からとありますが、頸城自動車、くびきのバス、頸北観光バス株、東頸バス株とかありますが、この(有)浦川原タクシーというのはバスもやっているのでしょうか。

石野係長： バスを運行できる従業員の方もいまして、そういった観点から指名させていただきました。

木村委員： 路線はやっていないのではないのでしょうか。

石野係長： 路線はやっていないです。地区が比較的近いということから指名業者に含ませていただきました。

木村委員： 直江津観光バスというのは福田の方にあるけど、こういう選び方なのではないのでしょうか。

石野係長： そうです。比較的近くの業者を選んだという形になっております。

木村委員： (有)浦川原タクシーは、社員の中にバスの大型二種を持っている人がいるということなのではないのでしょうか。

石野係長： そうです。大型二種運転免許を持っている方がいらっしゃるということです。

- 木村委員： それは業者登録の時に出示されているのでしょうか。
- 石野係長： そうです。指名参加願いの申請書の中にそういった方がいることを明記していただいております。
- 木村委員： ここに、車両事故発生時の処理などがあるのですが、これはどういうことでしょうか。
- 石野係長： 具体的に現場で安全的に誘導するとか、警察に通報するとか、事務所に通報するとか、そういった内容になります。
- 木村委員： 代替のバスが来るとかではないのでしょうか。
- 石野係長： 事故とかが起きれば代替のバスを手配するようになっております。
- 木村委員： ということは、(有)浦川原タクシーは大型を持っている人が複数の人がいるということでしょうか。
- 石野係長： はい、そうです。
- 木村委員： 分かりました。
- 今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
- 井部委員： 冬季のスクールバスということで5か月間くらいの期間になるのですが、工事と違って委託の場合は、この期間何も無く終わって完了ということになれば一番いいと思うのですが、途中で、きちんと業務が行われているか、そういった調査とか現場を見に行ったり確認というのはされているのでしょうか。
- 石野係長： 少なくともひと月毎に請求というものをあげて頂きまして、その時に聞き取りですとか、乗っている方、今回ですとお子さんとか保護者だと思いのですが確認はしていると思います。
- 井部委員： それは聞き取りということでしょうか。
- 石野係長： そうです。何かあればその都度、情報は区の方にあがってくると思いますので、その時点で把握となります。
- 井部委員： 契約検査課の方にあがるのでしょうか。担当の課でしょうか。
- 石野係長： 担当課の方です。
- 井部委員： 分かりました。ありがとうございます。
- 今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
私はあまり上越のことを知らないところがあって恐縮で恥ずかしい質問をしますが、頸という字がついていますが、グループではないということでしょうか。
- 石野係長： グループ会社です。
- 今本委員長： ということは、そこで単価が1万円も開きがあるのは、そのグループ、同じ所に見積を取るといのはどうなのでしょう。
- 石野係長： 市内にはバスが少ないというのがあるんですけど、複数同じ所を取ってしまったというのがあるのですが、こういった単価の違いというのはまた、現場に向かうまでの距離についても経費に含まれてしまいまして、確かに

見積りの取り方はあまり良くなかったかもしれないです。

今本委員長： 直江津観光は別グループでしょうか。

石野係長： はい。

今本委員長： そちらの方に、本来であれば取るべきではないのでしょうか。つまり、つまり同じグループだったら、仕事の少ない方を安くしていることを考えたりして、この入札があるということも、おそらく分かっているはずでしょうから、そこで話し合いをしているとは言わないですけれども、何となくの意思の通じというのがあるのかなという気がしないではないです。なかった方がもちろんいいのですけれども。そこはいかかでしょうか。

石野係長： 細かく確認はしていないのですけれども、できればこの中で言えば直江津観光(有)もしくは(有)浦川原タクシーから参考見積を取るべきではなかったかなと、契約担当者としては思っております。今回指名に含めたのは、参考見積を徴取したところは指名に含めると、必ずではないですけれども、そういったやり方をさせていただいておりまして、このような指名業者になりました。

今本委員長： 分かりました。今回、そういう件が出たということで、お願いできればと思います。

ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.5 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.6 エネルギー価格等高騰支援金運營業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.6 の案件は、落札率が低いことは良いが、予定価格と契約金額が乖離した理由と、業務に問題がなかったかを知りたいということで抽出させていただきました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： 説明させていただきます。抽出理由の落札率が低いことはよいが、予定価格と契約金額が乖離した理由と、業務に問題がなかったかを知りたい。の二点についてです。

まず、指名業者の選定ですが、当委託業務については、エネルギー価格等の高騰により非常に厳しい状況にある事業者への支援を速やかに開始し、実行する必要があることから、広告の企画、催事の企画運営等を希望する業者のうち、当業務と同様の相談窓口の開設や申請書処理を行った実績のある(株)パーツプロダクションと(株)エム・コミュニケーションのほか、当該業務を実行できると思われる事務職員の派遣を希望する(株)マルケー・スタッフ・サービスを選定いたしました。予定価格は、(株)パーツプロダクションと(株)エム・コミュニケーションの2社から参考見積を徴取し、低い価格を提示した(株)エム・コミュニケーションの見積もりを基に設定したも

のであります。入札の結果、(株)パーツプロダクションが予定価格比で 85% 未満の低価格での応札となったことから、低価格応札の理由を調査いたしましたところ、今年度、同様の業務である事業者経営支援金運營業務を受託していることからその経験をいかすことができ、業務内容の遂行が比較的容易と考えられたこと、また、事業者経営支援金運營業務に引き続き業務を行うことができるため、既にある人員や備品等を継続して活用できること等を踏まえ、受託業務の費用を低廉に抑えることができると考えられ、参考見積を提出した時よりも低価格で応札したとのことでした。

次に、業務の履行についてですが、申請者から提示された書類の誤記や確認等の処理が多く、結果的に想定以上の時間を要したことから変更契約を締結し、委託料を増額したところではありますが、業務内容については適切に履行されたことを確認しております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

小林副委員長： (株)パーツプロダクションの参考見積金額がどれ位で出てきたのかというところで、最初からその金額で参考見積が出されてあるのであれば設定予定価格が 15,957 千円になっていると思うのですが、参考見積と応札額がここまで乖離した理由がどのあたりにあるのか、ご説明いただければと思います。

石野係長： 入札後に、低入札価格調査として確認を行いました。まず、予定価格の設定の経過として、今回の予定価格は今回契約に至らなかった(株)エム・コミュニケーションの価格を参考としたもので、(株)パーツプロダクションにつきましては税抜きで 16,904 千円の参考見積を提示されていたものであります。(株)パーツプロダクションへの調査を行う中で、応札者からは似たような相談窓口ですとか、申請書類の受付業務を直前にやっており、大体のノウハウも分かりますし、仕事の流れについても捉えておるので、かなり頑張った金額で応札したという話を聞いております。

小林副委員長： 分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 両方から取っていただければ(株)パーツプロダクションが 600 万円の設定金額になるのと思った。(株)パーツプロダクションは、参考見積の金額が高かったということですね。

それでもう 1 社、辞退だったのですけれど、(株)マルケー・スタッフ・サービスについては、事務局の判断で実施可能と考えたということで指名したのでしょうか。

石野係長： 業務内容から見て、事務員の派遣を希望していらっしやって、当業務を遂行できそうなので指名させていただきました。

木村委員： (資料中の) 上の 2 社は実績があつて、下は実績がない。

本来は実績がある事業者間の場合は指名競争入札になるけれど、実績のないところが含まれる場合は、総合評価方式を使わないといけないのではないかと思います。

会社の体制とか、どのような職員の育成方式だとか、確認しないと、競争というわけにはならないと思います。

実績のない事業者が加わり、結果として辞退となったけれど、これが応札したら本当に業務を遂行できるか不安です。

市民としても、実績のないところに業務を委ね、窓口で受け答えされても困ると思います。

結果としては、(株)パーツプロダクションのように実績のあるところが契約できてよかったかもしれないですね。

池田委員： (株)パーツプロダクションが 600 万円で、予定価格 1,600 万円なのですが、1,000 万円位安くなっていて、業務的には全く問題なくできたのでしょうか。

石野係長： 今ほど最後の方で説明させていただきましたが、その後、設定時間 1 件当たり 10 分程度で原則積算する仕様の内容だったのですが、実際に事務をする中で、誤記載ですとか、書類が整っていないとか、そういう状況が多く見られたので、概ね 1 件当たり 30 分位処理時間を要する実態を踏まえ、変更契約した上で業務を続けていただき、所要の業務を適切に履行されているということが確認できたものです。

池田委員： 変更契約というとな何を变えたのでしょうか。金額は変わらなかったのでしょうか。

石野係長： 金額を変更し、プラス 1,010 万円。当初契約と比較し、約 2.5 倍です。

池田委員： 最終の結果は 600 万円ではないということですね。

今本委員長： 1,000 万以上、上回ったという理解でよいでしょうか。

今井課長： 改めてご説明いたしますと、まず当初の参考見積の段階では、仕様書の規定では、1 件当たり 10 分で積算してくださいとお願いしています。

それで(株)エム・コミュニケーションはこの 1,600 万円弱、(株)パーツプロダクションも 1,600 万円を超える金額であったと。

その後、実際に入札する時は、(株)パーツプロダクションは既に受託していた別の業務から、人も物もそのまま活用できることを踏まえ、1 件当たり 10 分程度の処理時間であれば 600 万円できるとしたのですが、契約を締結し、実際に申請者が申請をしてきた内容が、提出された資料が十分に整っていなかったり、記載事項が誤っていたりしたので、提出者と電話でやりとりしている間に、1 件当たり 10 分程度のところ 30 分程度を要する実態が生じたということで、その分委託料も変更契約で増やしたということになります。

池田委員： 600 万円ということではないのですね。わかりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

井部委員： 市役所のそういった支援金関係はこれ以外にもあったと思うのですが、1件当たり10分というのは、それまで同じような事務をやってらっしゃっていたと思う中で、それを参考にすると今回は10分位でできるであろうという市の見積ということでしょうか。

石野係長： そのとおりです。

井部委員： 前の支援金の1件当たりの時間と比べて、実際に処理時間が増えたということですが、これまでの委託契約の中で、同様な変更契約の事例はあったのでしょうか。

廣川副課長： 単位時間の変更によって変更契約をやったかどうかというご質問だったかと思います。

私ども産業政策課で扱っている業務の中では、今回の案件のほかに類似の業務をやっておりました。

その中では当初の単位時間について、事業者の皆さんから出していただく書類が複雑であったりだとか、決算書の項目をそのまま使えないような指標の取り方をしていたため、事業者が処理する1回当たりの時間を60分とみていたものであります。

今回審議いただいている案件についてはそのあたりを改善し、決算書のこの項目だけを拾えばよいと、簡素化いたしましたもので、概ね私どもの見立ての中では「1件当たり10分程度で済むのではないか」と設定した、というのが今回のこの契約の概要となります。

ただ実際にやってみたら、やっぱり申請していただいた事業者の皆さんから提出いただく書類の審査において、そこまで簡単にいかなくて、確認も含めて概ね30分位掛かってしまった、ということで、先ほども契約検査課長からお話させていただいたとおり、概ね30分ということで再度見積もった上で、契約変更いたしました。

今のご質問に答えるとすれば、この契約の前の委託業務では変更契約はしておりませんが、今回の案件では当初想定した処理時間と実態の間に乖離があったものでしょうから、今回は当初の契約額と終わった時の契約額が異なったものであります。

井部委員： 私の職業柄、申請の書類を拝見しておりますが、時間を短く設定された理由はよくわかったのですが、現場目線から言うと、勘定科目や使っているものがバラバラだったりしたので、もうちょっと現場に聞いてみたというか、税理士事務所とかそういったところにヒアリングした上で時間設定をすると近い金額が出せるのかと思いました。

意見としてお聞きいただければと思います。

廣川副課長： ありがとうございます。

確定申告のように、統一的な様式がある中で概ね頻出する費目を用いて

いくとともに、単位時間も考えてまいりたいと思います。ご意見は参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 今の話からは契約の仕方を単価契約にしたということでしょうか。

石野係長： いえ、総額で。

木村委員： 総額だけど、単価で3倍にしたんでしょう。

石野係長： 総額では2.5倍です。

木村委員： 2.5倍。要は倍にしたということでしょう。

例えば10分で一日何件くるか知らないけど、例えば10分ずつやって6人しか来ないってなったら、その会社は空き時間が生まれるが、人員は拘束しているのではないのでしょうか。

廣川副課長： 事業の実態について説明を補足させていただきます。

契約変更の大きな要素として、一件当たり10分とか30分とかのお話させていただきましたが、もう一つ、総数の見込みで当初契約をする時には8,000件位あるだろうとうとうということで見積をさせていただきました。

実際には、申請は約5,700件ということで、当初の見積の総数よりは少なかったということもあり、単位時間と総数をどちらも考慮した中で再度見積もっていただいた時に契約額は結果として2.5倍となったものです。

単位時間だけで契約の変更額を決めたというわけではなく、複数の要素を鑑みて改めて業者の方から金額を計算していただき、私どももそれが妥当だと確認し、契約を変更させていただいたものです。

木村委員： 全体量で変更契約をしたということでしょうか。

廣川副課長： 概ねこの期間中、毎日100件前後の申請件数がありました。

極端に件数が少ない時期や多い時期があったわけではなく、まんべんなく、どの時期にも受託業者からは事務員さんを配置していただき、電話対応や事務処理をしていただきました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

「(株)エム・コミュニケーションの方は10分ででき、(株)パーツプロダクションだから30分かかった、ということではない」という理解でいいでしょうか。

廣川副課長： 担当課の所感としては受託業者の態勢等の問題ではなく、「私どもの設定で当初は10分で可能と思ったところ、実際はそうではなかった」ということが実態と思っており、「事業者のオペレーション云々で変わったものではない」と受け止めています。

今本委員長： 再契約をする時に、契約の条件が変わったと思ったので、もう一回入札をする必要があると考えるのですが。

例えばうちは30分だったらもっと有利に出せるんだという可能性はあるのかなという気もするのですけれど。そのあたり、どうなっているのか

分からないので、市の考えを教えてくださいと思います。

石野係長： 業務を分割してできるのであれば、工事の方では30%という制限があつてそれを超えれば分割して発注という方法もあるのですが、この業務委託については内容が一体的なものであると考えたので、この度の変更契約という対応といたしました。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.6の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.7 高田城址公園松くい虫防除(樹幹注入)業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.7の案件ですが、昨年度声が寄せられた剪定関係であるが、落札率が100%となっている理由、及び14、15の西ヶ窪浜と柿崎区上下浜の松くい虫防除(秋期衛生伐)でも同じ業者が落札しているが、84.09%ないし86.17%で落札していることと比較して本案件で100%となっている理由を知りたいということで抽出させていただきました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： 契約の概要については資料をご覧ください。指名業者の選定の理由についても資料をご覧くださいと思います。

落札率が違う理由ですが、高田城址公園松くい虫防除(樹幹注入)については、作業量や作業場所が毎回ほぼ同一であるのに対して、No.14、15の衛生伐は、作業量や作業場所など、状況が変わり、また、作業内容も異なることから、予定価格との差が生じやすいのではないかと推察されます。

また、衛生伐は一部工程のみ参考見積を徴取する場合がありますが、ほぼ県の単価を用いて積算して予定価格を設定しております。

一方、当案件は参考見積を徴取して予定価格を設定していることから、正確に積算された参考見積が提出された場合は、それをもとに設定した予定価格と入札額の差がなく、高い落札率となるものと推測されます。

同じ業者が落札している理由ですが、これまでの実績があることから、現場の状況や作業内容を熟知しており、他者よりも正確な見積が可能であることから、結果的に落札することができているのではないかと推測いたしました。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

今本委員長： 前に実績があったというのは、大潟区の方でもくびき野森林組合が実績があったということでしょうか。

石野係長： そうですね。

今本委員長： 業務内容が確定してないみたいなのに、先ほどおっしゃっていましたが、高田城址公園は毎年やっていることだけどもみたいにおっしゃっているよう

な気がしましたが。

石野係長： 高田城址公園の方は木が植わっている場所を処理するだけなのですが、こちらについては広いエリアは決まっているのですが、松くい虫の状況によって行く場所が異なるし、状況も異なる。広い林の中を対応していくという、スポットが変わっていくというイメージです。

今本委員長： だから落札率が下がるということでしょうか。

石野係長： そうです。県の単価を用いて積算しているのですが、そこで落札率が変わってくるというか、業者毎の積算の仕方もあるので変わってくるのではないかというように考えております。

今本委員長： 分かりました。ありがとうございます。

ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 県の積算基準の方が高くて、今回の参考見積の方が安いということでしょうか。

今井課長： 84%とか86%というのは、県の単価を用いて設計して予定価格を作っています。高田城址公園の方は業者から参考見積をもらって予定価格にしています。参考見積をもらった業者は予定価格がいくらかというのは、分切りとかはしていませんのでほぼ分かります。ただ、設計になると業者によって条件とかは事業者が積算するので、そこは状況によってどうしても受注しようと思えば自分達が積算した金額で入札するでしょうし、設計額がある入札であったら受注するために入札金額を設計額より下げ、たまたまその金額が84%だったということです。

繰り返しですが、今回は参考見積を予定価格にしていることから100%の落札率になったということです。

木村委員： 県の標準的なこのような価格にきなさいというのがあるのだけれど、参考見積による入札も行っている。この違いはどのような区分けをしているのでしょうか。

今井課長： 参考見積はその業務が設計書できちんと設計できないものについて、参考見積をもらって入札を行っています。一部の、例えば一般的でない製品などの見積りを取ることはあるのですけれども、他に作業人員とか、設計書にのっている歩掛金額で積算できるものについては設計書で入札を行うということです。

木村委員： 通常、積算要領にのっているのはそれを使って、ないものは物価本を使ってそれでもないのは見積もりを取ると。今回は県のものに該当しないから見積を取ったということでしょうか。

今井課長： そうです。

木村委員： それは場所が違うからですか。同じ上越市ですよ。

今井課長： 作業内容が違うからです。

木村委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
全委員： (意見等なし)
今本委員長： なければ、No.7 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.8 プロジェクタ (小学校分)》

今本委員長： 続きまして、No.8 の案件は、小・中学校分の大型ディスプレイも含めて落札率が極めて高い理由と、落札業者が同じである理由を確認したいという理由で抽出させていただきました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： 落札率が極めて高い理由ですが、予定価格は㈱JCS コンピュータサービスと㈱丸互の2者から参考見積を徴取し、低い価格を提示した JCS コンピュータサービスの見積を基に設定しました。

今回、予定価格の設定基準となった業者が落札者となりましたが、参考見積時の精度が高く、高い落札率になったものと推測されます。

落札業者が同じである理由ですが、いずれの備品も参考見積額は当該業者が低い価格を提示していること、小・中学校の備品を設置する教室の状況をよく承知しており、適格な入札額を提示することができたことから、結果的に同じ業者になったものと推測されます。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 資料では選定理由で希望順位の2位とあるが、これはどういう意味でしょうか。

石野係長： 物品の場合ですと8位、8種類の物品までの入札の参加を希望することができるようになっています。上から1位2位3位とつけまして、大体、10万円あたり1者の目安で指名させていただいているのですが、上限で20者くらい競争性を保つような形で指名させていただいておまして、金額的に20者で概ね競争性が確保できるであろうということで設定させていただきました。

木村委員： 分かりました。

プロジェクタはカシオ製がいいということで機種設定をされたのですよね。

石野係長： ただし、同等品も可ということで、同じような性能があればいいよという内容です。

木村委員： 辞退が多いもので。カシオが良ければカシオの取扱店を指名するのではないかと思いました。

石野係長： 機種選定をすると、かなりの理由がないと上越市では認めておらず、同等の機能を有すれば何でもいいです。

木村委員： でも、学校の先生が転勤した時に、同じ機種の方が使いやすいと思いま

す。

石野係長： 確かにおっしゃるとおりですが、ただそれは、自分のお金ではなくて公のお金を使っているということで、公平にしております。

木村委員： 同じような機種といっても、例えば韓国製とか中国製とかを持ってきたらそれは困るのではないのでしょうか。

石野係長： そこはきちんと性能を見て判断しております。どこのメーカーであろうともどこの国の製品であろうとも関係ないと思います。

木村委員： 保守性とかそういうのは全然関係ないのでしょうか。

今井課長： それはきちんとしております。

木村委員： OAでプロジェクトを扱っている業者であればどこでもいいのですね。分かりました。

今本委員長： 機種を固定するという事は、基本的にはできないという理解でいいのですよね。

石野係長： はい。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.8 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.9 マッピングシステム地形図追加業務委託》

今本委員長： 続きまして、ここからはガス水道局の案件になりますが、No.9 の案件は、地形図追加のため随意契約によることは理解できるが、価格がこれで適正かについて確認したいという理由で抽出させていただきました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

城川係長： それでは、マッピングシステム地形図追加業務委託について、説明いたします。この業務は、当局で使用しているガス水道管の情報が入力されているマッピングシステムに地形図を追加するものです。委員の抽出理由である、地形図追加のため、随意契約によることは理解できるが、価格が適正かについて確認したいについて説明します。

まず、予定価格の設定方法についてご説明いたします。本案件では担当課で参考見積りを徴取し、その内容を精査して設計価格を決定しました。具体的には見積書の内容に記載された各作業項目に対する必要人数について、仕様書に記載している作業量と比較して過大となっていないかを確認しています。また、作業員の単価については、システム開発元である東京ガスエンジニアリングソリューションズのシステムエンジニアの単価を使用しているということでした。システムエンジニアの単価については一般的にシステムの種類等により変わってくるものであるため、一概に適正であるとの判断は困難であると想定されますが、参考として新潟県の設計積算単価と比較して、大幅に過大となっていないことを確認しています。

また、諸経費についても直接経費の15%程度となっており、新潟県の地質調査業務における積算基準、25%程度となっておりますが、こちらと比較しても過大となっていないことを確認しております。

その後、担当課で設定した設計価格をそのまま予定価格としており、その価格以下となる価格であれば適正な価格であると考えています。これらのことより、本案件については適正な価格での契約であったと考えております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

今本委員長： ということは、今後また更新作業のようなことがあると思うのですが、その時も積算基準で見積もりを出すという理解でいいのでしょうか。

城川係長： 見積もりを出していただいた見積書について精査して、適正な価格であるかを確認したうえで契約するような形になると思います。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 見積もりを取れる場合は比較的楽なんですね。このようなプログラムというのは厄介で、発注者側の力量が試される。要は、いろいろチェックをしていただいたのですが、そのノウハウというのは、次は人件費が変わってくるかも知れないのですが、ソフトを組む工程数とかは、仕様書で画面を何画面セットするかとか入力画面するかとかで条件は変わりますが、そこで工程数が基本的に生きてきますよね、そのノウハウを活かしながら次変更の時にそこところは認めるとか認めないとか、そういうようなノウハウを蓄積して行って、今後も引き続きチェック、精査をやっていただきたいと思います。

城川係長： そうですね。今までの仕様書を基にチェックしたうえで、新たな仕様書を作成するというような形でやっていきたいと思っております。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.9の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.10 中圧ガスメーター購入(その2)》

今本委員長： 続きまして、No.10の案件は、物品等にしては落札率が高いということで、その理由を確認したいということで抽出させていただきました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

岡田主任： この物品購入は、需要家のガス使用量を検針するために設置する新品のガスメーターと付属品であるフィルターをそれぞれ1個購入するものです。抽出理由である、物品等にしては落札率が高いことから、その理由を確認したいについて説明します。

予定価格の算出に当たっては、担当課において、本案件で指名した14者のうち、市内本社業者1者及び市内営業所業者2者の合計3者から事前に参考見積りをいただき、そのうちの最低価格を予定価格としました。

その後の入札における入札額については、資料に記載のとおりでございます。落札業者に、参考見積額と入札額の違いについて確認したところ、参考見積額及び入札額とも、ガスメーターのメーカーから提示される価格を基に価格を算出したものであるとのことでした。本案件は特殊なガスメーターであり、参考見積り時においてメーカーとの交渉の結果、安価な価格を提示できたとのことでした。入札時は削減できる経費も少なかったが、なるべく経費を削減し、参考見積り時より安価で入札したとのことあります。このような理由から、予定価格と落札価格の差が他の物品と比較して小さくなったものと考えております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.10の案件は、これで終わりたいと思います。

以上で今回の審議は全て終了しました。事務局の方から何かありますでしょうか

【閉会】

今井課長： それでは、3点お願いいたします。

1点目は、令和5年度第2回会議の審議案件の抽出者については、先ほど決めさせていただいたとおり、次回は池田委員にお願いいたします。

池田委員には、改めて事務局からご連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2点目は、議事録の確認方法であります。上越市入札監視委員会運営要領第6条の規定に基づき、事務局が議事録を作成し、委員長の確認を受けた上で、市の会議の公開制度に基づき、公表させていただきます。

3点目は、次回の委員会ですが、8月下旬を予定しております。詳しい日程につきましては、委員の皆様とご相談の上、ご案内いたします。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。